

神奈川県労働局長  
児屋野 文男 様



2025 年 8 月 21 日

ユーコープ労働組合  
中央執行委員長 積 哲也

## 2025 年度 神奈川県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「神奈川県最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

### 記

1. 神奈川県の最低賃金を時間額 1225 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額のさらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策の拡充について議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

### 【 理 由 】

今回の改定額は昨年につき、過去最高の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、憲法が保障する生活水準を充たす金額には程遠く、この間の物価高騰における生活の困窮、疲弊が解消されるとは言えません。実質賃金が減少し続けていることから更なる引上げが必要です。また、日本の最低賃金は先進国の中でも低水準にあり、世界から大きく遅れています。しかも世界のほとんどの国が最低賃金は一律制度であるにもかかわらず、日本は地域別の制度です。地域別の最低賃金制度は人口流出、地域経済の疲弊につながるものであり、全国一律最低賃金制度の実現が重要です。最低賃金法第 1 条の「目的」である「労働者の生活の安定」は将来に労働力を引き継ぐためにも必要で、家庭を持つこと、子どもを産み育てることに難色が見られる現代社会において、社会保障・ナショナルミニマムとして最低賃金の早急な大幅引き上げが神奈川県でも求められています。私たちの上部団体である全労連は全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用は時給換算すると 1500 円を超えています。どの地域であっても今すぐ 1500 円は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と 8 時間働けば労働者の生活が充足される時給 1500 円以上への改定が今すぐ必要だと考えます。

私たちが働く「生活協同組合ユーコープ」は、2013 年 3 月、静岡県、神奈川県、山梨県の 3 県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は 3 県統一ですが、パート職員の

制度は 3 県統一したものの、基本時給は県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,212 円、静岡県は 1,118 円、山梨県は 1,098 円と最大で 114 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3 県のパート職員の基本時給を 1500 円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることには望ましくないとして、神奈川県最低賃金の改定に伴って抵触する金額を 3 県ともに引き上げつつ、最大 125 円あった県別格差をいまは 114 円に縮小し、「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しています。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、最低賃金法の改正により全国一律最低賃金制に改めるべきであり、同時に、法改正を待たずに全国の地域間格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

神奈川地方最低賃金審議会は、「物価の上昇による労働者の生活への影響を重視して調査審議した」としていますが、これでは昨年同様、最低賃金引き上げ分がこの間の物価上昇分で相殺されてしまい、神奈川県内の最賃近傍で働く労働者の生活改善は図れません。神奈川県は最低賃金の改定による影響率は 28.5%と高い水準です。そのうえで中小零細企業が取り残されることのない支援の拡充について国に対してだけでなく、県としての独自制度の導入を求めるほか、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」について着実な実行とともに期日の短縮化を求めるなど、1500 円に限りなく近づけ、早期に労働者の生活水準が改善されるよう、再審議すること求めます。

以上